

## 平成23年4月からの主な改正箇所

### ○ 定義の改正

#### 県産建設資材

- ① 県内に主たる事務所を置き製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品
- ② 県内の工場で大部分の工程が施されている建設資材又は製品
- ③ 紀州材認証システムにより認定された「紀州材」
- ④ 県内で生産された素材が大部分を占める建設資材又は製品

(和歌山県けんさんびん登録制度 実施要綱より)

・ 定義②の大部分の工程とは、建設資材又は製品の製造に係る主要な工程を含むものとする。

・ 定義③の審査にあたっては、「紀州材認証システム」による証明書を添付する。

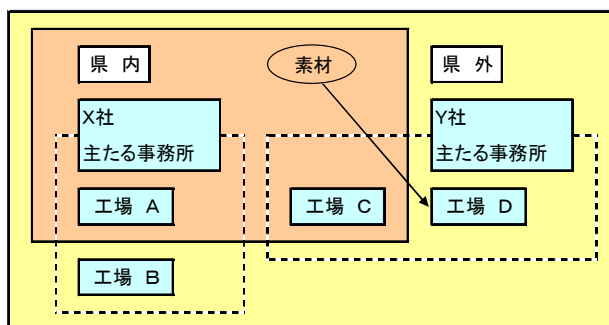
・ 定義④の大部分とは、建設資材又は製品における県内産素材の質量もしくは体積の占める割合が、おおむね3分の2以上であることとする。ただし、これにより難しい場合は、他の基準により判断することができる。

(和歌山県けんさんびん登録制度 運用細目より)

#### 《参考》企業の所在地と製造地についての考え方

- (1) 「けんさんびん」は、工場A, 工場B, 工場C, 工場Dで製造したものをいいます。

- (2) 工場Dは、紀州材及び県内で生産された素材が大部分を占める建設資材または製品であること。



#### 県産認定リサイクル製品

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例による認定を受けた県産認定リサイクル製品をいう。

(和歌山県けんさんびん登録制度 実施要綱より)

- ・ 審査にあたっては、「和歌山県リサイクル製品」の認定通知書を添付する。

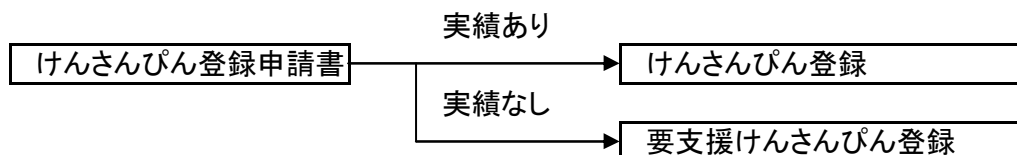
(和歌山県けんさんびん登録制度 運用細目より)

### ○ 要支援けんさんびん

要支援けんさんびんについては、利用実績が無かった原因について調査し、活用の促進を検討する。

(和歌山県けんさんびん登録制度 実施要綱より)

- ・ 登録業者が更新を行う際、「けんさんびん登録更新申請書」により、登録期間中の施工実績について確認を行います。



#### 《注意》

施工実績が無い場合は、「けんさんびん登録更新申請書」に、必ず自社で検討を行った資料を添付してください。

### ○ 適用日

改正後の実施要綱・運用細目の施行は平成23年4月1日付けとします。

※すでに登録されているものについては、登録満了日まで有効とし、

次回の登録更新の時点で、新しい実施要綱・運用細目により審査を行います。